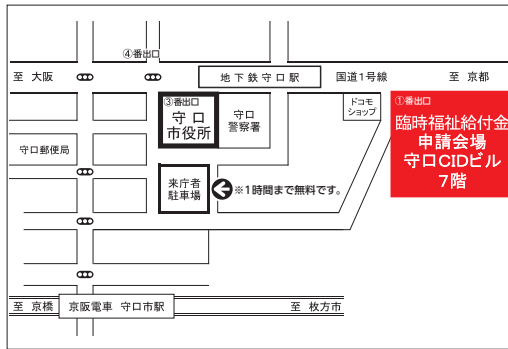


●平成27年度「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか？

～申請期限は平成28年1月29日(金)まで～

給付を受けるには、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要ですよ。

(本町2-5-18)市役所より東へ約100m(左図)



**給付対象** 平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない人

**注**市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外

**給付額** 給付対象者1人につき6千円(1回限り)

**申請用紙** 7月末に支給対象と見込まれる人へ送付済

なお、受給資格があると思われる人や、7月1日以降に市民税の申告などで市民税が非課税となった人、市民税が課税されている人の扶養親族などでなくなった人は、基準日に住民票のある市区町村へ確認してください。

**申請方法** 郵送もしくは申請会場で申請

**申請先** 健康福祉部総務課・臨時福祉給付金担当

**申請会場** 守口CIDビル(旧守口MIDビル)7階

**注意** 臨時福祉給付金の詐欺などに

▽市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

▽ATMを自分で操作して、他人から金銭を振り込んでもらうことは絶対にできません。▽市や厚生労働省などの職員が「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

**受付日時** 平日午前9時～午後5時30分

**問**健康福祉部総務課・臨時福祉給付金担当専用ダイヤル  
TEL 0570・2000・192  
(ナビダイヤル)

**健康**

**健康ウォーキング参加者募集中**

手軽に始められるウォーキングで生活習慣病を予防！一緒に晩秋の風を感じながら歩きましょうか？  
時 11月18日(水)午前9時15分～正午

～午前9時から受付開始～  
**注**雨天中止

**集合場所** 市民保健センターコース 市民保健センター～西三荘ゆとり道～花博公園(往復約5km)



**対**約5kmを元気に歩くことができる人

**注**要介護者は介護者同伴、治療中の人は主治医の許可を得ること

**定**先着200人

**持**雨具、タオル、水分補給用飲料水、帽子

**備**歩きやすい服装、履きなれた靴で参加

**注**事故などの応急処置は行いますが、以後の責任は負いません。

犬などペットとの参加、車での来場は不可

**申**11月4日(水)～13日(金)に市民保健センター  
TEL 06・6992・2217

ヘルシーライフ教室  
～早期からの生活習慣の改善で健康を守ろう～

**内**▽医師より「守口市の市民健診の結果から見た効果的な生活習慣病予防の話」  
▽保健師より「市民健診の結果の見方」  
▽栄養士より「生活習慣病予防のための食事」

▽運動指導士より「ながら運動の話・ウォーキングの実技」  
時 11月17日(火)午後1時15分

**場**市民保健センター  
**対**市内在住の人  
**持**健診結果(持っている人のみ)

**注**総合判定結果が「要医師評価」「要医療」の人は、必ず受診の上、申し込んでください。  
**申・問**市民保健センター  
TEL 06・6992・2217

**急患のときは**

●**休日応急診療所**  
**場**大宮通1-13-7、市民保健センター内

▽**内科・小児科**  
TEL 06-6998-9970  
土曜日 18:00～20:30  
日・祝日 10:00～12:00、13:30～16:30、18:00～20:30

▽**歯科**  
TEL 06-6998-9945  
日・祝日 10:00～11:30、13:00～16:30

●**北河内夜間救急センター**  
**場**枚方市禁野本町2-13-13 枚方市立保健センター4階

▽**小児科**  
TEL 072-840-7555  
受付時間(毎日) 20:30～翌日5:30  
**備**診療は 21:00～翌日6:00

**注**すべての診察に健康保険証持参往診はしません。